

報道関係者各位

担当

令和7年11月27日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 安全課

安全課長 塚田和男

地方産業安全専門官 小野純一

電話 045-211-7352

建設工事現場の集中監督を実施します

— 令和7年12月第1,2週に県下の労働基準監督署が実施 —

神奈川県労働局（労働局長 児屋野 文男）において、本年の建設業の死亡災害増加を受け、例年、年末の慌ただしい中での災害を防止する観点から12月の第一週に集中的に監督指導を実施していましたが、本年は昨年実施しなかった労働局長パトロールを実施するとともに、集中的な監督指導の実施時期を長くし、12月第1、第2週に全12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督指導を実施し、建設工事現場での安全意識を高めてもらうこととします。

1 趣旨

神奈川県労働局管内の建設業の労働災害について、死亡者数は、10月末現在（速報値）で13人となり、昨年の確定値12件を上回って発生しています。（図1）

事故の型別では、墜落・転落が最も多く4件、次に飛来・落下が3件、激突され、はさまれ・巻き込まれがそれぞれ2件、爆発、有害物との接触がそれぞれ1件となっています。（図2）

このような状況を踏まえ、墜落・転落などによる死亡重大災害を防ぐため、労働局長の建設現場パトロール実施時期（12月1日実施、別途プレスリリースをご覧ください）に合わせて、神奈川県労働局管下12の労働基準監督署が一丸となり、12月1日から12日までの間に建設現場の臨検監督を実施することといたしました。

図1

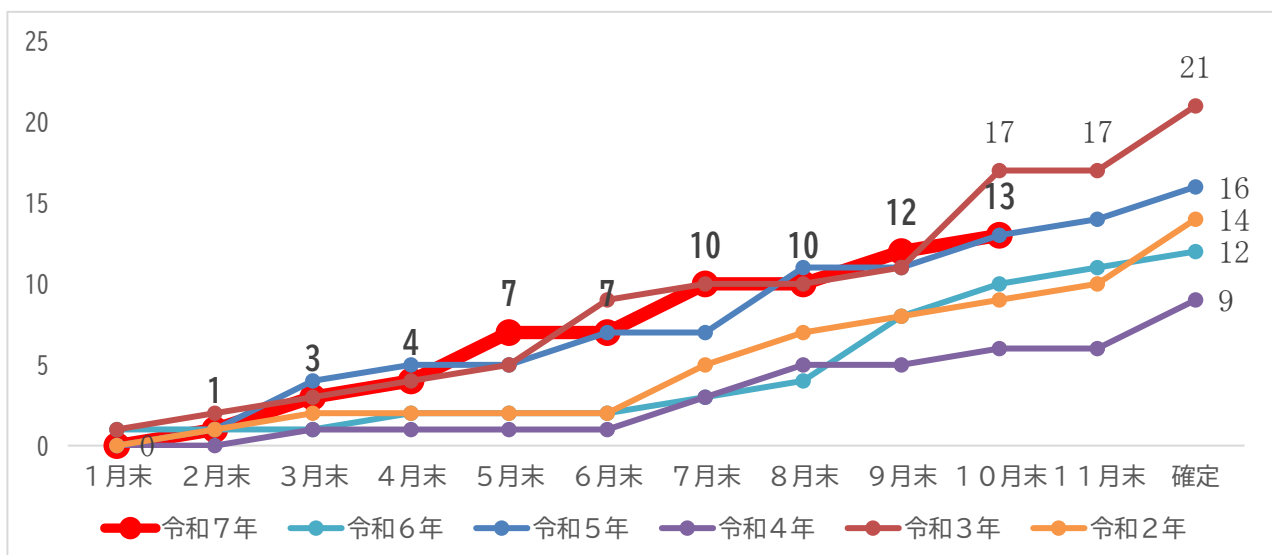
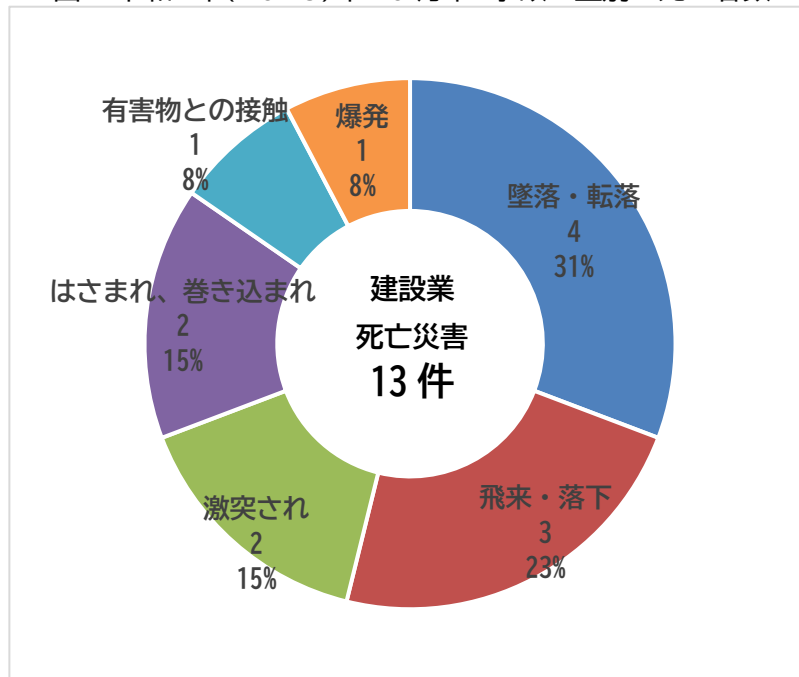


図2 令和7年(2025)年 10 月末 事故の型別の死亡者数



2 集中監督の概要

(1) 実施体制

神奈川労働局管下全 12 の労働基準監督署の署長、副署長ら署幹部を含む監督・安全衛生部署に配置された労働基準監督官（単独又は複数）。

(2) 方法

労働基準監督官による臨検監督を実施します。

(3) 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）～12 日（金）に集中して実施します。

(4) 臨検監督を実施する工事現場等詳細は非公表です。

令和7年 死亡災害の概要(建設業 抜粋)

神奈川県労働局
令和7年10月末速報値

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 9時頃	建築工事業 ～9人 40歳～44歳	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
2	3月 14時頃	建築工事業 10～19人 35歳～39歳	建築物・構築物 飛来・落下	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
3	3月 15時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	不整地運搬車 墜落・転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通行路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したものの。
4	4月 12時頃	建築工事業 1～9人 45歳～49歳	有害物 有害物等との接触	被災者は内装工、被災当日は集合住宅居室の現状復帰工事で浴室（ユニットバス）の内装工事に従事していた。終業時刻を過ぎても帰宅しないため、捜索したところ当該現場で意識が無い状態で発見され医療機関に搬送するも死亡が確認されたものの。
5	4月 10時頃	建築工事業 1～9人 50歳～54歳	可燃性のガス 爆発	被災者は、1階床スラブのガス溶断作業（アセチレンガス＋酸素のボンベを使用）を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
6	5月 15時頃	土木工事業 1人～9人 30歳～34歳	玉掛け用具 飛来・落下	温泉掘削工事現場において、やぐらの解体作業中に足場に立てかけてあった鉄板が倒れてきて、労働者が下敷きとなって死亡したものの。
7	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 70歳～74歳	トラック 墜落・転落	ゴルフ場場内の枯れ木の伐採作業を終え、傾斜のある場所で解体用つかみ機をトラックの荷台に積込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪、横転、解体用つかみ機の運転席にいた被災者が、トラックの荷台から解体用つかみ機ごと転落、木と解体用つかみ機の間に挟まれ死亡したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発 生 概 要
8	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 75歳～79歳	トラック はさまれ、 巻き込まれ	ゴルフ場 の枯木の伐採を後え、傾斜のある 場所で使用した解体用つかみ機をトラックの 荷台に積み込んだところ、トラックが逸走をは じめ、脱輪、横転、トラックを止めるため運転 席に り込もうとした被災者が横転したトラック と地面にはさまれ死亡したもの。
9	7月 15時頃	土木工事業 10人～19人 25歳～29歳	軌道装置 激突され	内径3050mmの導水路シールド坑内にて、元 方事業者の労働者である被災者が坑内測量 を行うために軌道上を走行するバッテリー カートに搭乗して坑口から切羽方向に移動 中、坑口から930mの退避所付近で、切羽か ら坑口方向に走行してきた二次下請の労働 者が運転する資材運搬車と軌道上で正面衝 突し、当該資材運搬車の下敷きとなり死亡し たもの。
10	7月 13時頃	建築工事業 1人～9人 25歳～29歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落・転落	工場の明り取り用の屋根材の交換工事を複 数の作業員で行っていたところ、被災者が交 換前の明り取り用の屋根材を踏み抜き、高さ 約17mから工場内のコンクリート床に墜落し 死亡したもの。
11	7月 13時頃	建築工事業 30人～49人 45歳～49歳	トラック はさまれ、 巻き込まれ	傾斜地(8～10度)において、被災者が最大 積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷 台にショベルカーを積込む作業中、荷台を定 位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台の スイッチ操作をしたところ、ローダー車の前輪 が浮き、輪留めを乗り越えて逸走した。被災 者は当該車を止めようとハンドルに手をかけ たところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振 り落とされ、後輪に轢かれ死亡したもの。
12	9月 14時頃	建築工事業 1人～9人 45歳～49歳	開口部 墜落・転落	地上3階建て倉庫の解体工事現場におい て、2階フロアの什器類の片付け中に、本工 事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開 口部(約1.2m×約1.5m)から、高さ約6. 4m下方の1階の床面上に墜落したもの。災 害発生時、開口部には墜落及び飛来落下の 危険防止のため、残置物のロッカー(179cm ×90cm×52cm、重さ約40kg)2台を置い て覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1 台を移動させたもの。
13	10月 10時頃	建築工事業 1人～9人 40歳～44歳	建築物・構築物 飛来・落下	マンションに設置された機械式駐車場にお いて、地上2段目の車両用台座(2.5×3m、 重さ約400kg)上で当該台座の変更作業を 行うにあたり、本来レバーブロックにて台座の 落下防止措置を講じてから作業を行う手順で あったが、それを使用せずに作業を行って いたところ、当該台座が落下し、直下の1段目 台座上で作業していた被災者に直撃したも の。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

報道関係者各位

担当

令和7年11月19日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 安全課

安全課長 塚田和男

地方産業安全専門官 小野純一

電話 045 - 211 - 7352

神奈川県労働局長による建設現場パトロールを実施します

—12月1日(月)午後—

神奈川県労働局(労働局長 児屋野 文男)において、年末年始労働災害防止強調期間の取組の一環として、神奈川県労働局長による建設現場パトロールを実施します。

1 趣旨

神奈川県労働局管内の建設業の労働災害について、令和6年の休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症を除いて(以下同じ。)729人と、前年の774人から5.8%減少し、死亡者数についても、12人となり、前年の16人から減少しました。

しかしながら、本年に入り、建設現場での爆発災害や、建設重機の転倒に巻き込まれる災害など、死亡者数は、すでに13人(10月末現在)で、昨年1年間の発生数を上回って発生しています。

そこで、神奈川県労働局では、本年も建設業年末年始労働災害防止強調期間(12月1日から翌年1月15日まで)を迎えるに当たり、労働局長が直接指揮をとり、建設現場における墜落・転落を始めとする各種労働災害防止等を推進する趣旨で、建設現場パトロールを公開実施することとしました。

2 パトロールの概要(公開現場)

(1) 日 時 令和7年12月1日(月)午後1時30分から午後3時20分まで(予定)

(報道関係者集合時刻:午後1時30分 集合場所:別添案内図参照)

(2) パトロール対象現場

現場(実施時刻:午後2時から午後3時)

名称 鹿島建設株式会社 横浜支店 (仮称)横浜市中区海岸通計画工事

(3) 実施者

神奈川県労働局(神奈川県労働局長、安全課長、横浜南労働基準監督署長ほか)

建設業労働災害防止協会神奈川県支部長ほか

3 取材上の留意事項

建設工事現場に入っただけの同行取材となることから、安全確保等の観点から、事前申し込みが必要です。取材を御希望の方は、別紙期限(11月27日17:00)までに担当までお申し込みください。なお、工事現場内でのカメラ・写真撮影等について、工事現場係員の指示に従ってください。また、取材に当たっては、必要最小限の人数でお願いします。(全部で5社程度とさせていただきます。)

4 配布資料 「建設現場パトロールのスケジュールについて」

取材申込書

令和7年11月 日
(取材申込日)

神奈川県労働局 労働基準部
安全課 御中

令和7年12月1日(月)に実施される神奈川県労働局長による建設現場安全パトロールについて、下記のとおり取材申込を行います。

記

会社・支店(支局)名	
参加記者職氏名	
連絡先(電話番号、e-mail アドレス)	
保護帽(ヘルメット)の持参	する ・ しない

準備等の都合がございますので、11月27日(木)午後5時までに御連絡をお願いいたします。

担当 神奈川県労働局労働基準部安全課 安全専門官 小野
mail : ono-junichi.ws8@mhlw.go.jp
電話 : 045-211-7352

建設現場パトロールのスケジュールについて

1 パトロール先

鹿島建設株式会社 横浜支店（仮称）横浜市中区海岸通計画工事
横浜市中区海岸通3 - 9 - 4

2 日 時： 令和7年12月1日（月）
午後1時30分から午後3時20分（予定）

3 集合場所： 別添案内図参照
工事現場と現場事務所が離れているため、万国橋会議センター（横浜市中区海岸通4 - 23）を説明会場として、ご準備いただきましたので、集合してください。工事現場等に駐車場の用意はありません。

4 スケジュール

13：30	説明会場集合時間
13：35～13：55	概況説明等 【取材できます。】
14：00～15：00	現場パトロール【同行取材可能です。】
15：00～15：20	神奈川労働局長、安全課長、横浜南署長、建災防神奈川支部長による講評【取材できます。】

集合場所、集合時刻、取材範囲等は現場の状況により変更することがあります。

5 取材時における留意事項

工事現場内では、神奈川労働局職員及び現場職員の指示に従うほか、以下の事項にご留意願います。

- （1）工事現場内でのカメラ・写真撮影等については、係員の指示に従ってください。
- （2）腕章等報道関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- （3）現場パトロールに同行される場合、靴はサンダル、パンプスやヒールの高いものは避け、運動靴など動きやすいものでお願いします。
- （4）上記の他、パトロール先の建設現場の管理上の指示に従い、取材をお願いします。
- （5）保護帽（ヘルメット）をお持ちの場合はご持参ください（用意ができない場合にはお申し出ください）。

6 その他

安全確保等の観点から取材には事前申し込みが必要です。

別紙の「取材申込書」を令和7年11月27日（木）午後5時までに以下の担当者までe-mail等で御提出ください。

連絡先：神奈川労働局労働基準部安全課（045-211-7352 内線6055）担当 小野

ono-junichi.ws8@mhlw.go.jp



グーグルマップを使用

建設現場
神奈川県警となり